

日進市年金者の会 規約

- 1 この会は日進市年金者の会称し、全日本年金者組合・愛知県本部(以下、愛知年金者組合と言う)の日進支部とする。
- 2、この会は、会員の団結した力により、公的年金とする制度の改善、高齢者の就労の保証、社会保障及び社会福祉の拡充、保険医療の充実、その他会員の生活向上をはかるとともに、会員相互の文化的交流と親睦をはかることを目的とする。
- 3、この会は日進市に居住する公的年金受給者を中心に、この会の規約に賛同するものによって構成する。
- 4、この会の会員は、愛知年金者組合の組合員とする。
- 5、この会の目的を達成するための必要な活動方針は、毎年度の定期総会で決める。
- 6、この定期総会は毎年5月に開催する。会員の3分の1以上の者の請求があるとき、また理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開催する。
- 7、この会に次の役員をおく。

①	会 長	1名
②	副 会 長	3名
③	事 務 局 長	1名
④	事 務 局 次 長	3名
⑤	会 計	1名
⑥	理 事	若干名
⑦	監 査	2名

役員任期は2年とし、総会で選出する。

- 8、この会に顧問をおくことができる。理事会で協議し、会長が委嘱する。
- 9、この会の運営は理事会が担当する・理事会は、監査を除く役員で構成し随時開催する。
- 10、この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

11、この会の経費は、会費・事業収入・寄付金・助成金等でまかなう。

会費の額は愛知年金者組合に準じ、公的年金の受給額別に次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 月 5万円未満及び無年金者 | 月 200円 |
| ② 月 5万円以上 10万円未満 | 月 350円 |
| ③ 月 10万円以上 15万円未満 | 月 500円 |
| ④ 月 15万円以上 20万円未満 | 月 650円 |
| ⑤ 月 20万円以上 | 月 800円 |
| ⑥ 未年金者 | 月 350円 |

12、この会の予算及び決算は総会で決定または承認する。

13、総会および理事会の議決は、構成員の2分の1以上の出席（委任状による代理を含む）による多数決とする。

14、規約の改正は総会で行う。

付 則

この規約は1995年10月07日から施行する。

この規約は1999年10月26日に一部改正

この規約は2001年5月22日に一部改正

この規約は2007年5月20日に7条②・④を改正

*この会の所在地を以下に置く。

〒470-0122

日進市蟹甲町中島277の1 「にぎわい交流館」内

「日進市年金者の会」加入申込書

20 年 月 日

年金者組合の趣旨に賛同し、組合加入を申し込みます

フリガナ 氏 名							男 女
生年月日	年 月 日 (西暦で)						
年金種別	共済	厚生	国民	無年金	未年金	その他	
住 所	〒						
電 話							
(Mail)	(任意)						
組合費	組合費	円	中央機関紙 月 100 円：任意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 購読する ・ 購読しない 			
紹介者氏名 (フルネーム)			関 係				
特技・趣味							
やりたいこと							
担 当	連絡者		しばくさ配布者				

*申し込みされる方は太字内を記入して下さい。

*自宅の略図を書いてもらうこともありますので協力をお願いします。

組合費ランク表

公的年金	月額組合費	中央機関紙(任意)
20万円以上	800円	100円
15万円以上	650円	100円
10万円以上	500円	100円
5万円以上	350円	100円
5万円以下	200円	100円
無年金	200円	100円
未年金	350円	100円

- *無年金：受給年齢で無年金
- *未年金：年金受給年齢以下
- *働いていない人は無年金扱い
- *組合費ランク変更の場合
は届額を変更してください。

(支部記入) 加入された時のいきさつ、内容を簡単に書いてください